

各位

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI マネープラザ株式会社
代表取締役執行役員社長 太田 智彦

不動産小口信託受益権 第 7 号案件完売のお知らせ

～パークコート文京小石川 ザ タワーで過去最大となる約 27 億円を販売～

SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田 智彦、以下「当社」といいます。）は、パークコート文京小石川 ザ タワー内の医療系中心テナントモールにおける、当社としては第 7 号案件となる「不動産小口信託受益権（※）メディカルモール文京小石川（以下「本商品」といいます。）」について、2021 年 11 月 1 日をもって完売したことをお知らせいたします。

本商品は、「春日・後樂園駅前地区第一種市街地再開発事業」により誕生した、住居とオフィスの複合施設の一画に建つ地上 40 階建てのタワーマンション、パークコート文京小石川 ザ タワー内の医療系中心テナントモールを投資対象物件としており、募集金額は 2,720 百万円と当社がこれまで販売してきた案件の中で最大規模となっています。クリニック・調剤薬局等が入居していることで、収益賃貸物件としても安定性が高いと見込まれております。

本商品の完売により、当社は、合計 7 案件、累計 7,775 百万円の不動産小口信託受益権を販売いたしました。また、お客様の不動産小口信託受益権に対する需要は高く、そのニーズに応えるべく、当社は引き続き新たな商品の販売準備を進め、当社の直営店舗ならびに地域金融機関との共同店舗のお客様の他、提携する税理士事務所・公認会計士事務所等からご紹介いただきましたお客様にご案内をまいります。

当社が取扱う不動産小口信託受益権は、首都圏の好立地の不動産に 1,000 万円（1 口 500 万円）から投資が可能で、口数に応じて賃料収入や売却代金等の不動産から生じる収益を享受できます。また、建物全体の賃料収入を収益として分配するため、空室により賃料収入が得られないというリスクも分散でき、現物の不動産投資と比べて安定的な配当収入が期待できます。さらに、不動産小口信託受益権は不動産の価値を均質・均等化した権利であり、相続時に相続人は信託受益権を相続しますので、不動産を分割するなどの手間が省け、相続を行いやすくなることも特長です。

当社は、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めるとともに、地方創生を担う地域金融機関の活性化に寄与してまいります。

※不動産小口信託受益権とは、不動産を信託銀行等に信託し、その不動産から得られる利益（賃料収入や売却益など）を受け取ることでできる権利を言います。

<不動産小口信託受益権の特長>

1. 厳選した首都圏の不動産を受益権化
2. 管理運営の手間入らず、安定的な配当収入
3. 不動産の権利を均質・均等に分割所有

<組み入れ物件>

物件名称	パークコート文京小石川 ザ タワー-NX303 NX304
所在地	東京都文京区小石川
用途	事務所（医療系中心テナントモール）
外観	

不動産小口信託受益権の詳細は当社の Web サイトからご確認ください。

<https://lp.sbi-moneyplaza.co.jp/reit-beneficiary-right/>

SBI マネープラザ株式会社

・第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 2893 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

・金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長(金仲)第 385 号

所属金融商品取引業者：

・株式会社 SBI 証券（関東財務局長(金商)第 44 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会

・ウェルスナビ株式会社(関東財務局長（金商）第 2884 号)

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

・銀行代理業者

許可番号：関東財務局長（銀代）第 268 号

所属銀行：住信 SBI ネット銀行株式会社



取扱業務：円普通預金及び円定期預金の受入れを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）※並びに資金の貸付けを内容とする契約締結の媒介（事業の用に供するためのものを除く）（勧誘及び受付）

※ただし、住宅ローン取引に付随するもののみを指します。

・貸金業者

登録番号：東京都知事（2）第 31636 号

加入協会：日本貸金業協会 第 005872 号

【注意事項】

当社が取扱う有価証券等及び保険商品は預金等ではなく、預金利息はつきません。また、元本保証はされておらず、預金保険制度の対象ではありません。

（金融商品仲介業について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

（銀行代理業について）

当社は、銀行代理業に関してお客様から直接、金銭のお預かりをすることはありません。

（保険代理店業務について）

当社は、募集代理店として保険契約締結の媒介又は代理を行います。契約の相手方は当社ではなく、保険会社となります。保険商品の内容については、必ず商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等にてご確認ください。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先
SBI マネープラザ株式会社 総合企画部 03-6229-0166